

まる得ガス暖プラン (主契約料金表)

2020年10月15日実施

ガス料金その他の供給条件の内容

まる得ガス暖プラン

1 対象となるお客さま

東邦瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、ミツウロコガス需給約款 1（対象となるお客さま）の適用を受け、次のいずれも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求できること。
- (2) お客さまが、専用住宅において風呂または給湯に高効率給湯器または温水機器を使用され、あわせて調理機器および暖房機器を使用されること。
- (3) お客さまが、1 需要場所におけるガスメーターの能力（お客さまが1 需要場所に2 個以上のガスメーターを設置している場合には、それぞれのガスメーターの能力の合計とする。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅の住居部分において、風呂または給湯に高効率給湯器または温水機器を使用され、あわせて調理機器および暖房機器を使用されること。

2 用語の定義

- (1) 「高効率給湯器」とはエネルギー源としてガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。
- (2) 「温水機器」とはエネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3) 「調理機器」とはエネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。
- (4) 「暖房機器」とはエネルギー源としてガスを使用し、暖房を行なう機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行なうシステムのことをいいます。

- (5) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅であり、店舗、作業場、事務所等の使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (6) 「併用住宅」とは店舗、作業場または事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが統合している住宅をいいます。
- (7) 「住居部分」とは世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分をいい、専用住宅の全部または併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (8) 「暖房期」とは12月分のガス料金の算定期間（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月分のガス料金の算定期間（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいい、「暖房期を除く期間」とは5月分のガス料金の算定期間（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月分のガス料金の算定期間（10月検針日の翌日から11月検針日まで）の7か月間をいいます。

3 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計（小数点以下第2位まで計算）といたします。ただし、従量料金は、別表1（原料費調整）1（1）によって算定された平均原料価格が83,350円を下回る場合は、別表1（原料費調整）

1（4）によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表1（原料費調整）1（1）によって算定された平均原料価格が83,350円を上回る場合は、別表（原料費調整）1（4）によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、ガス料金の算定期間の終期が5月1日から11月30日までの場合は料金表（暖房期を除く期間）を、12月1日から4月30日までの場合は料金表（暖房期）を、それぞれ適用いたします。

(1) 料金表（暖房期を除く期間）

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メ

ートルをこえ, 50立方メートルまでの場合には料金表Bを, 使用量が50立方メートルをこえ, 70立方メートルまでの場合には料金表Cを, 使用量が70立方メートルをこえ, 100立方メートルまでの場合には料金表Dを, 使用量が100立方メートルをこえ, 250立方メートルまでの場合には料金表Eを, 使用量が250立方メートルをこえ, 500立方メートルまでの場合には料金表Fを, 500立方メートルを超える場合には料金表Gをそれぞれ適用いたします。

イ 料金表A

(イ) 基本料金

基本料金は, 1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	736円23銭
---------------	---------

(ロ) 従量料金

従量料金は, その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	198円37銭
-------------------	---------

ロ 料金表B

(イ) 基本料金

基本料金は, 1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	1,511円58銭
---------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は, その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	159円61銭
-------------------	---------

ハ 料金表C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	1,738円81銭
---------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	155円06銭
-------------------	---------

ニ 料金表D

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	1,738円81銭
---------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	155円06銭
-------------------	---------

ホ 料金表E

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	1,956円16銭
---------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	152円89銭
-------------------	---------

へ 料金表F

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	2,499円54銭
---------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	150円71銭
-------------------	---------

ホ 料金表G

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	6,698円38銭
---------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	142円31銭
-------------------	---------

(2) 料金表 (暖房期)

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が50立方メートルをこえ、70立方メートルまでの場合には料金表Cを、70立方メートルを超える場合には料金表Dをそれぞれ適用いたします。

イ 料金表A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	938円96銭
---------------	---------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	166円78銭
-------------------	---------

ロ 料金表B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	1,200円37銭
---------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	153円71銭
-------------------	---------

ハ 料金表C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	1,200円37銭
---------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	153円71銭
-------------------	---------

ハ 料金表D

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	2,902円24銭
---------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	129円39銭
-------------------	---------

4 日 割 計 算

(1) 当社は、ミツウロコガス需給約款 16（ガス料金の算定）(2)イからニまでの規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2（ガス料金）(1)から(6)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

① 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

(備考)

- ・ 基本料金は、2（ガス料金）(1)から(6)の料金表における基本料金
- ・ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ・ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

② 従量料金

従量料金は、2（ガス料金）の規定によります。

(2) 当社は、ミツウロコガス需給約款 16（ガス料金の算定）(2)への規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2（ガス料金）(1)から(6)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

① 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

(備考)

- ・ 基本料金は、2（ガス料金）(1)から(6)の料金表における基本料金
- ・ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ・ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

② 従量料金

従量料金は、2（ガス料金）の規定によります。

(3) ミツウロコガス需給約款 16（ガス料金の算定）(1)ロの場合により日割

計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

5 設置確認

- (1) 当社は、お客さまが1（対象となるお客さま）（2）または（3）に該当するかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまの住宅への立入りを承諾させていただきます。
- (2) お客さまが、調理機器、暖房機器、高効率給湯器、または温水機器を取り外すなどし、1（対象となるお客さま）（2）または（3）に該当しなくなった場合は、ただちにその旨を当社に申し出ていただきます。

6 適用の終了

- (1) 当社は、お客さまが1（対象となるお客さま）（2）または（3）に該当しないことが判明した場合、または5（設置確認）（1）の立入りを承諾していただけない場合には、この「まる得ガス暖プラン」の適用を承諾せず、またはこの「まる得ガス暖プラン」の適用を終了いたします。なお、この「まる得ガス暖プラン」の適用を終了する場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 当社が（1）によってこの「まる得ガス暖プラン」の適用を終了した場合には、当社が（1）にお知らせする際に定める日から「まる得プラン」を適用いたします。

7 ガス料金の精算

お客さまが1（対象となるお客さま）（2）または（3）の条件を満たさずにガスを使用されたことが判明した場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、当社が別に定める「まる得プラン」（主契約料金表）にもとづきガス料金として算定される金額と既に申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

8 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量，圧力，燃焼性は，次のとおりといたします。

なお，供給ガスは，燃焼性によって類別されており，この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため，13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	……45メガジュール
	最低熱量	……44メガジュール
圧力	最高圧力	……2.5キロパスカル
	最低圧力	……1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……47
	最低燃焼速度	……35
	最高ウォツベ指数	……57.8
	最低ウォツベ指数	……52.7

9 その他

その他の事項については，ミツウロコガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は、2020年10月15日から実施いたします。

別 表 1 (原料費調整)

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。ただし、その金額が133,360円以上となった場合は、133,360円といたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格

$$\alpha = 0.9576$$

$$\beta = 0.0466$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が83,350円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (83,350\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が83,350円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均原料価格} - 83,350\text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に算定されるガス料金に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、

次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（閏年となる場合は、2月29日）に属する料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりとい

たします。

1 立方メートルにつき (税抜き)	8 銭 1 厘
-------------------	---------

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1) の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均L N G価格、1トン当たりの平均L P G価格および1 (2) によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。